２０１５年５月２８日

東京都知事 　 舛添 要一殿

東京都教育委員会　教育長　中井 敬三殿

 　 再雇用拒否撤回を求める第二次原告団 　代表　泉 健二

　　　　他２３名

**２２名の原告に対して謝罪と即時賠償を求める要請**

　２０１５年５月２５日に東京地方裁判所民事第３６部（吉田徹裁判長）は、都立高校の教職員２２名（提訴時２５名）が卒業式等における「君が代」不起立・不斉唱による懲戒処分を理由とする定年退職後の再雇用を拒否された事件に対して、これを「裁量権」逸脱・濫用であるとの判決を下し、被告である東京都に対して、原告一人あたり、約２１１万円から約２６０万円の損害賠償金の支払いを命じた。

　同判決は、（１）東京都における再雇用制度は教職員の定年退職後の職の確保という目的に沿って運用されてきたものであって、原告らが「再雇用職員等として採用されることを期待するのは法的保護に値する」「都教委は原告らの合理的な期待を違法に侵害した」

（２）再雇用制度の趣旨から言って、その運用実態は10・23通達及びそれに基づく職務命令発出の前後で変わることがあってはならず、「本件不合格等に係る都教委の判断は、客観的合理性及び社会的相当性を欠くものであり、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用にあたる」と断じた。

（３）「学習指導要領のうち特別活動に限定してみても、入学式や卒業式（儀式的行事）の実施や国旗国歌条項が、他の特別行事の実施や配慮すべき事項の内容と対比して特段区別した位置付けが与えられているとまでは認められない」とし、10・23通達及びそれに基づく本件職務命令も、「他の教育課程に関する職務命令と対比して特段区別した位置付け」も与えられていない、と判示したことの意味は大きい。10・23通達及びそれに基づく本件職務命令は、学習指導要領の本来の趣旨からの逸脱であると断じているに等しいのである。

（４）判決は「本件職務命令が原告らのこうした歴史観又は世界観等を含む思想及び良心の自由についての間接的な制約となる面があることは否定できず」、職務命令違反が「非違行為の重大性を根拠づける理由としては不十分」として都教委のこれまでことあるごとに主張してきた論拠を打ち崩している。

　通達及び職務命令の違憲・違法については直接に言及していないが、上記の（２）（３）（４）からして今判決は都教委が10・23通達以降に進めてきた「一連の仕組み」を断罪するものであり、それが合憲・合法であるとしてきた都教委の根拠を打ち崩すものである。都教委は以上のことを深く肝に銘ずるべきである。

 定年後の再雇用の途を閉ざされた私たちは、長らくつらく、苦しい思いをしてきた。単に収入の手段が断たれたからではない。教員としての職に対する“誇り”を傷つけられてきたからである。また、東京都の教育の行方を深く案じ、暗澹たる気持ちが晴れたことは一度もなかった。都教委の役人はそのことを一度でも考えたことがあるか？

　失われた“誇り”は決して金銭だけをもってしては償うことはできない。せめても行政担当者としての見識と誠意を見せてほしい。下記の点を申し入れる。

 記

1. 控訴を断念すること。
2. 原告から定年退職後の職を奪ったことに対して誠意をもって謝罪すること。
3. 原告に対して、ただちに損害賠償の手続きに入ること。
4. 司法に「違法」とされた再雇用拒否を行った責任の所在を明らかにし、再発防止　策を講じること。
5. 別件の同種の訴訟に対しても請求を受けること。
6. 10・23通達及びそれに基づく職務命令を撤回すること。
7. 上記の職務命令違反等による懲戒処分を撤回すること。
8. 本要請書を教育委員会で配付し、慎重に検討、議論し、回答すること。